

徳島市保育所等利用調整基準

【利用調整の方法】

- (1) 基準事項（保護者等のうち低い方を適用）＋優先事項（該当事項で加・減点）により合計指数を算出
 - (2) 合計指数が高い方を優先して利用決定
- ※ 兄弟姉妹間で指数が異なる場合は、指数が高い方を基準として判定
- (3) 同指数の場合は、同指数時の調整表により判定（順位が高い方を優先して利用決定）

1 基準事項

区分	類型	保護者等の状況			指数
01 ～ 05	就労	就 労 日 数 が月 20 日 以上	月 160 時間以上の就労を常態とする		20
			月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする		18
			月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする		16
			月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする		14
			月 64 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする		12
06 ～ 10		就 労 日 数 が月 20 日 未満	月 160 時間以上の就労を常態とする		20
			月 140 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする		16
			月 120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする		14
			月 100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする		12
			月 64 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする		10
11	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育ができない場合			16
21 ～ 29	保護者の 疾病・障害	疾病	入院	1 箇月以上	20
				2 週間を超え、1 箇月未満	16
			通院	週 4 日以上	12
			自宅 療養	常時臥床、感染症 等	20
				上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介 助が必要	16
				一般療養（運動、外出等が制限されているが、身の回りのこ とは自分でできる場合）	12
		障害	介護を要する （身体 1～2 級、精神 1 級、療育 A、要介護度 3～5）		20
			保育に支障がある （身体 3 級以下、精神 2 級以下、療育 B、要介護度 1～2）		14
			上記以外で保育の必要性がある （要介護度 要支援 等）		8
31 ～ 35	親族の介護・ 看護	病人・臨床 者・障害者 （児）の介 護・看護、入 院・通院・通 所の付き添 いのため保 育ができな い場合	月 160 時間以上の介護・看護を常態とする		18
			月 140 時間以上 160 時間未満の介護・看護を常態とする		16
			月 120 時間以上 140 時間未満の介護・看護を常態とする		14
			月 100 時間以上 120 時間未満の介護・看護を常態とする		12
			月 64 時間以上 100 時間未満の介護・看護を常態とする		10

1 基準事項（続き）

区分	類型	保護者等の状況				指数
41	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合				20
51	求職中	求職活動又は自営準備のため、外出することを常態とする場合				4
61 ～ 66	就学中	職業訓練校・専門学校・大学等に就学中である場合	居宅外での就学	月 160 時間以上の就学を常態とする	18	
				月 140 時間以上 160 時間未満の就学を常態とする	16	
				月 120 時間以上 140 時間未満の就学を常態とする	14	
				月 100 時間以上 120 時間未満の就学を常態とする	12	
				月 64 時間以上 100 時間未満の就学を常態とする	10	
		居宅内での就学（通信教育等）		6		
71	虐待・DV	虐待・DV等を受けている又は受ける恐れがある場合				20
81	育児休業中の継続利用	1 年未満の育児休業を取得する保護者で、認可保育施設（事業所内保育施設従業員枠を除く）を利用している児童がいる場合				20 （※）
91 ～ 92	その他	両親が不在（死亡、行方不明、拘禁 等）				20
		その他、保育を必要とする事由に類するものとして、特に保育の必要性が高いものと認められる場合				個々に判断

※ 育児休業中の継続利用の指数については、小規模保育事業等の卒園等により利用調整を要する場合にのみ適用する。

2 優先事項

種別	区分	適用条件	指数
保護者等の状況	ひとり親（★）	ひとり親世帯である場合	16
	生活保護（★）	生活保護世帯である場合（就労等による自立支援につながる場合に限る）	4
	中心者失業（★）	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	4
	虐待・DV（★）	虐待・DV等を受けている又は受けるおそれがある場合	20
	育休明け（★）	保護者等の育児休業が終了し、復職する場合	14
	保護者の一方が不在	ひとり親世帯には該当しないものの、保護者等の一方が不在であることを常態とする場合（単身赴任や別居、離婚調停中 等）	10
	多胎児妊娠	保護者等が多胎児を妊娠している場合	2
	転所	転居等の事情により、転所が特に必要であると認められる場合（種別「兄弟姉妹の状況」との重複可）	6
	保育士等（★）	保護者等が保育士、幼稚園教諭、保育教諭のいずれかの資格を有し、市内に所在する認可保育施設で就労又は就労内定している場合	18
	認可外等保育施設を利用	市内に所在する認可外保育施設や職場内託児施設、一時預かり等の利用を常態としている場合（育児休業中及び就労内定の状態にある者の利用は除く）	4
	就労内定	未就労の状態にある保護者等が就労内定している場合	12
	保護者の意向等によらない環境変化に伴う保育困難	保護者の意向や就労状況等の変更によらず保育環境に変化が生じ、従前は安定的に可能であった保育対応が困難（※）となっている場合（困難となる見込みを含む）※従前は可能であった職場等への同行保育や認可外等保育施設での保育、親族による保育等の対応が、保護者の意向によらず困難となった場合を対象（単に保護者が 1 基準事項の各項目への該当により保育を必要とする場合は対象外）	8

2 優先事項（続き）

種別	区分	適用条件	指数
児童の状況	児童障害（★）	申請児童に障害があり、保育を必要としている場合	3
	卒園児等（★）	申請児童が小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童である場合、又は、認可保育施設の受入年齢終了児童である場合 (地域型保育事業の卒園児童が連携施設を希望する場合は、別途優先して調整)	23
	1号→2号	同一認定こども園内で1号認定（幼稚園部分）から2号認定（保育所部分）へ転籍する場合（1基準事項が求職中である場合を除く）	13
	認可へ移行	申請児童が認可保育施設に移行予定の認可外保育施設に在籍しており、移行後も引き続き当該施設の利用を希望する場合	23
	待機継続中	1箇月以上にわたり待機状態である場合（利用希望月と同一年度内に限るものとし、また、特に必要と認められない転所に伴う待機状態は除く）	3
	第3子以降（★）	申請児童が第3子以降である場合 (第1・2子が18歳未満である場合に限る)	3
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹と同施設希望（★）	現に兄弟姉妹が2・3号認定で利用している施設に利用申請・転所申請をする場合（兄弟姉妹の利用施設は2・3号認定施設に限る）	17
	兄弟姉妹で同施設を同時申請	兄弟姉妹が同じ施設に同時に利用申請をする場合 (一方の申請が転所である場合を含む)	5
	兄弟姉妹に家庭保育児あり	兄弟姉妹の内に保育施設等の利用・利用申請のない未就学児童がいる場合 (介護・看護の対象児童である場合等を除く)	－5
世帯の状況	保育援助者なし	祖父母等のすべての親族が死亡又は行方不明、もしくは、市外に居住している場合	3
	保育援助者あり	同居又は同一敷地内に居住する親族がおり、その親族が1基準事項のいずれにも該当しない又は求職中のみに該当する場合（ひとり親世帯を除く）	－10
		祖父母等の親族が市内に別居しており、保育援助を得られる可能性がある場合（当該親族の居住地の近隣度合いや、就労・健康状況等について勘案）	－1 ～ －3
	市外居住	申請児童及び保護者等の居住地が市外である場合 (転入予定者を除く)	－20
その他	辞退履歴あり	認可保育施設の利用決定を正当な理由なく辞退したことがある場合 (辞退日は利用希望月と同一年度内に限る)	－15
	利用調整の希望 (育児休業中の方)	申請書の「育児休業の延長を許容できるため、選考時の優先度が下がってもよい。」にチェックがあった場合	－50
	複数希望あり	利用希望施設として、利用可能な認可保育施設を3つ以上希望(※)している場合 (※利用可能な施設が3つ以上ある場合には少なくとも3つ以上、また、利用可能な施設が2つ未満である場合には少なくとも当該施設について、それぞれ希望している場合)	20
	その他	保護者や児童、世帯等の状況から勘案して、保育の必要性が高いものと認められる場合	個々に判断

★ 国通知に基づく優先事項。

3 同指数時の調整表

順位	類型又は保護者等の状況
1	1 基準事項のうち「虐待・DV」に該当
2	1 基準事項のうち「災害復旧」に該当
3	2 優先事項のうち「卒園児等」に該当
4	2 優先事項のうち「保育士等」に該当
5	2 優先事項のうち「ひとり親」に該当
6	2 優先事項のうち「兄弟姉妹と同施設希望」に該当
7	2 優先事項のうち「育休明け」に該当 (同指数者同士が育休明けに該当する場合は、育児休業の終了日と利用希望月との関係性や、育児休業延長の困難度合い等により判定)
8	保護者等、児童本人、兄弟姉妹、世帯及び親族等の状況から勘案して、保育の必要性が高いものと認められる児童
9	1 基準事項の合計指数（高い方を優先）
10	養育する18歳未満の児童数（児童数が多い方を優先）
11	利用希望施設の希望数（多い方を優先）
12	保護者等に保育料未納額がない
13	利用希望施設の希望順位（高い方を優先）
14	申請児童の属する世帯の合計所得金額（低い方を優先）
15	世帯の状況等から総合的に判断して、保育の必要性が高いものと認められる児童

4 優先事項内の「保育援助者あり」の適用について

優先事項内の「保育援助者あり」のうち、「祖父母等の親族が市内に別居しており、保育援助を得られる可能性がある場合（当該親族の居住地の近隣度合いや、就労・健康状況等について勘案）」については、次のとおり適用する。

- 「市内で別居する 65 歳未満の祖父母が、次の各項目（就労状況・健康状態・居住地間の距離）のすべてに該当する場合」に、保育援助の可能性のあるものとして、減点する。

項目 / 減点数	－1	－2	－3
就労状況	就労しているが、 月 64 時間未満		無職
健康状態	普通		
居住地間の距離	5km 以上	1～5km 未満	1km 未満
備 考	○ 次のいずれかに該当する場合は、減点対象の祖父母としない。 ・ 就労状況：月 64 時間以上 ・ 健康状態：病弱または要介護等 ・ 居 住 地：市外居住 ○ 一人の祖父母が、異なる減点項目（就労状況・健康状態・居住地間の距離）に該当する場合は、最も少ない減点数を適用する。 ○ 複数の祖父母が異なる減点数となる場合は、最も大きい減点対象者の減点数のみ適用する。 <適用の例> ・ 祖父母 A：就労状況：無職、健康状態：普通、居住地間の距離：3km → －2 ・ 祖父母 B：就労状況：月 60 時間、健康状態：普通、居住地間の距離：2km 未満 → －1 （適用される減点数）：最も大きい減点対象者（祖父母 A）の「－2」を適用		